

2020年3月5日改定

東亜大学 学長

海外渡航についての注意

本学の学生、教職員による海外渡航については、外務省の感染症危険情報レベル（※1）にもとづいて判断します。

感染症危険情報レベル4「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」および、感染症危険レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」とされている国・地域への渡航は不可とします。

感染症危険情報レベルが「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」とされている国・地域への渡航については原則不可とします。用務上、緊急性、重要性が高いと判断される場合は個別に判断します。教職員においては所属長を通じて学長の許可を求めてください。学生については当該の国・地域出身であり、緊急に帰省する必要がある場合に限り許可することがあります。担当教員を通じて渡航申請を行ってください。

また、新型コロナウイルスの日本国内における感染拡大により、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限をおこなっている国や地域があります。感染症危険情報レベル2未満の国への渡航にあっても、トラブルになる可能性がありますので外務省ホームページ（※2）で情報を確認してください。

※1：

（外務省）各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html

※2：

（外務省）新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html